

さいたまSMARTプラン

さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画

平成29年3月

さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画

平成29年3月

<目次>

はじめに	2
さいたま市総合都市交通体系マスタープランの位置づけと見直しの必要性...	3
本書の構成	4
第1章 さいたま市を取り巻く状況と問題点	6
1-1. 関連法制・上位計画	7
1-2. 社会・経済情勢	17
1-3. 交通を取り巻く環境	34
1-4. 地区別の状況	60
1-5. さいたま市の交通体系上の課題	70
1-6. さいたま市の将来都市像	71
1-7. 将来都市交通体系のあり方	72
1-8. 将来分析のねらい	73
第2章 将来交通課題の整理	76
2-1. 将来都市構造の想定	76
2-2. 将来交通需要の推計	84
2-3. 将来の交通課題	134
第3章 総合都市交通体系構築の基本目標および基本方針	140
3-1. 総合都市交通体系構築の基本目標	140
3-2. 総合都市交通体系構築の基本方針	141
第4章 さいたま市が目指す総合都市交通体系における主な施策	146
4-1. 集約・ネットワーク型都市構造を支える アクセス性の高い交通体系の構築	147
4-2. 東日本の中核都市として交流を支える広域交通体系の構築	154
4-3. 回遊性・快適性の高い魅力的な交通体系の構築	158
4-4. 安全・安心で持続可能な市街地形成を支える交通体系の構築	165

第5章 今後の進め方	172
5-1. 交通施策の段階的な進め方	172
5-2. 必要に応じた計画の見直し	173
資料 総合都市交通体系マスタープラン基本計画の改定.....	176
1. 改定の流れ.....	176
2. 検討体制.....	177
3. 委員会名簿.....	177
4. 委員会開催概要.....	178
5. 市民意見把握の状況.....	179
用語解説	181

さいたま SMARTプラン

はじめに

はじめに

平成 25 年 12 月に我が国における初めての交通に関する基本法制として「交通政策基本法」が施行され、地方公共団体の果たす役割等が明文化されるとともに、国・地方公共団体・民間事業者・国民がそれぞれ連携しながら交通政策を推進することとされた。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「都市再生特別措置法」も改正され、地方公共団体が中心となり、コンパクトなまちづくりと連携した地域の公共交通ネットワークを再構築するための枠組みが整備されたところである。

本市の交通政策の基本的な考え方を取りまとめた「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画（以下、基本計画）」については、策定から 10 年余が経過し、この間、上記の法律改正だけでなく社会・経済情勢も大きく変化するとともに、上位計画である総合振興計画基本計画や都市計画マスタープランなどが見直されたことから、これらを踏まえた基本計画の改定を行った。

基本計画では、全国では既に人口減少の始まっている地域もある中、引き続き人口増加が推計されている本市の特性を踏まえ、総合振興計画で人口ピークとされている平成 37 年時点での交通課題を整理するとともに、その後想定される人口減少到来期も視野に入れ、基本目標、基本方針、施策の方向性などを整理している。これらの施策については、既に事業化しているものから、今後具体化していく事業まで幅広く記載しており、これらの施策に取り組むことで、目指すべき都市像の実現を図っていくこととしている。

さいたま市総合都市交通体系マスタープランの位置づけと見直しの必要性

- 「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン（以下、SMARTプラン）」は、基本計画と部門別計画から構成される。道路、公共交通、交通環境、地区交通等、本市の交通分野の各種関連計画や施策の方針を示すものであり、平成16年の基本計画策定以降、様々な交通計画の上位計画として位置づけられるとともに、旧岩槻市の合併に伴う平成18年4月の改定を経て、これまで、本市の交通政策の基本的な考え方を示した指針として、各種施策推進の一翼を担ってきた。
- しかし、策定から10年余が経過し、この間、社会・経済情勢、特に交通を取り巻く環境は大きく変化するとともに、国の交通関連法制の変化や、上位計画である総合振興計画後期基本計画（平成26年4月策定）やさいたま市都市計画マスタープラン（平成26年4月改定）に示される交通関連方針を反映し、時代に見合った計画とする必要が生じたことから、基本計画の見直しを行うものである。
- 基本計画は、部門別計画の他にも、本市の交通関連の計画・事業等の指針となるものであるが、これまでの基本計画には記載されていない事業等も進められていることから、これらについても今回の見直しにおいて位置づけるものである。
- 基本計画の目標年次は、総合振興計画後期基本計画に示される人口ピークを見据え、概ね平成37年とし、概ね10年程度での見直しを想定しているが、この間、東京圏におけるパーソントリップ調査等の交通量調査の結果や様々な社会情勢の変化等の状況を総合的に判断し、時期を決定していくものとする。

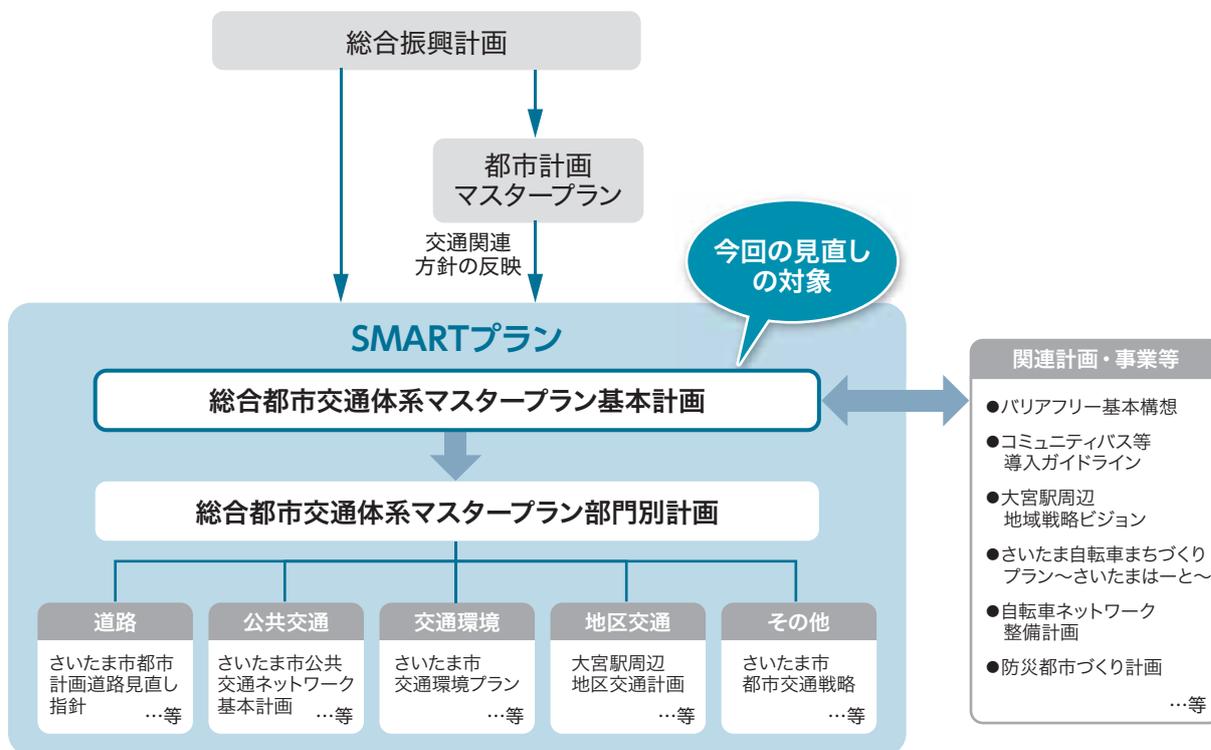


図 さいたま市総合都市交通体系マスタープランの位置づけ

本書の構成

○ 本マスタープランの基本計画は全5章で構成される。

はじめに
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料
用語解説

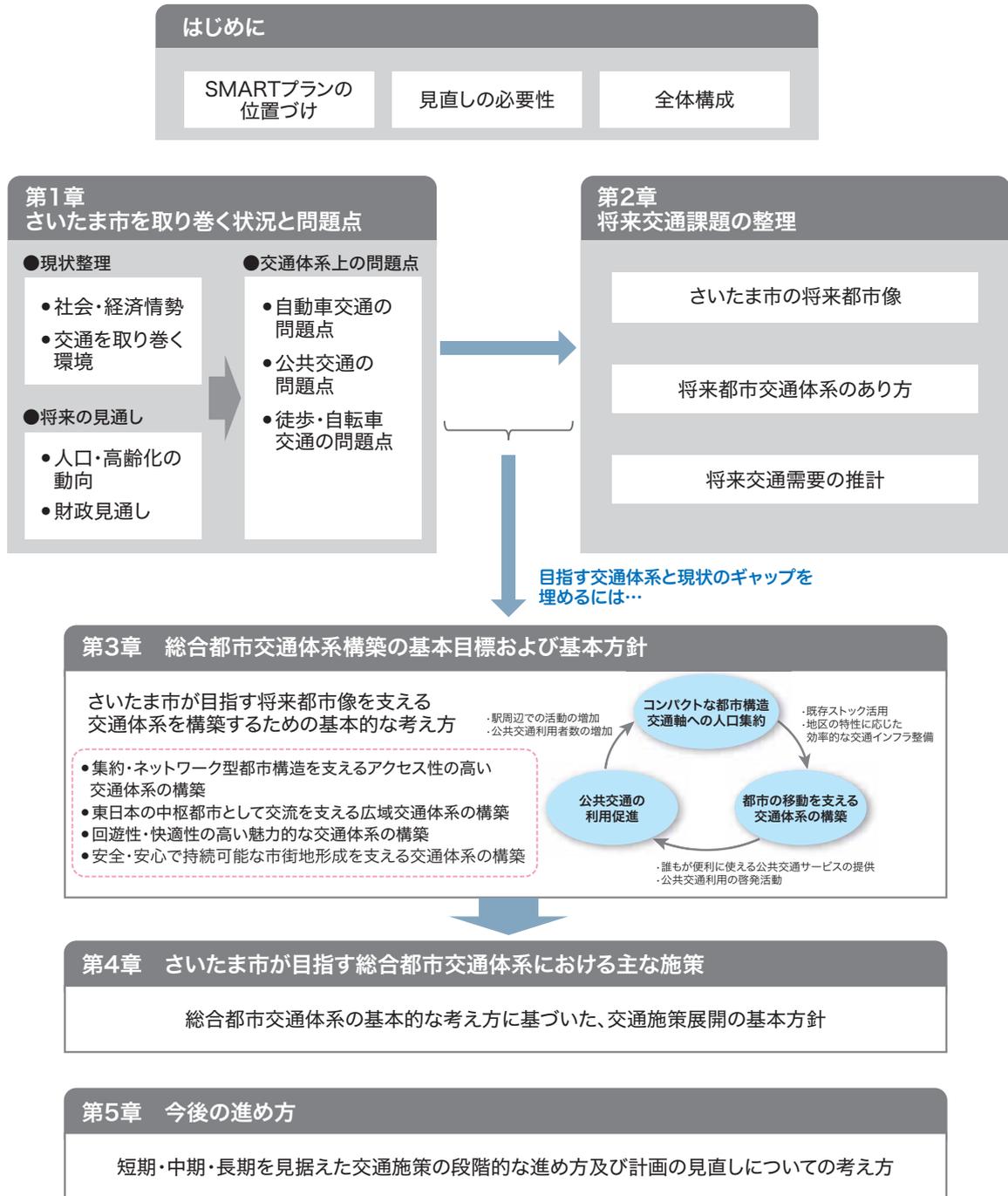


図 さいたま市総合都市交通体系マスタープランの構成